

第 10 章 国境を越えるサービスの貿易（本則）

石川知子*
石戸信平**
田代夕貴***

本章の概要

本章の規定は、締約国の措置であって、他の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービス貿易に影響を及ぼすものに適用される(10.2 条)。ただし、金融サービスについては適用範囲から除外され (10.2 条 3)、第 11 章に別途規律が置かれている。

本章は、国境を越えるサービスの自由化のための規律を定めており、そのうち内国民待遇(10.3 条)、最恵国待遇(10.4 条)、市場アクセス(10.5 条)及び現地における拠点(10.6 条)については、附属書 I においてこれらの規定の適用から除外される現行の非適合措置を記載し(現在留保)、附属書 II においてこれらの規定の適用から除外される分野及び事項を記載する(包括的留保)いわゆるネガティブリスト方式を採用する。

CPTPP では、従来ポジティブリスト方式を採用していた東南アジア諸国がネガティブリスト方式を採用し、適合しない措置又は自由化されていない分野が明確になるとともに、CPTPP を契機にベトナム及びマレーシアの流通業に関する外資規制緩和が実現する等の成果が出ている。さらに、CPTPP により、我が国が二国間 EPA を締結していなかったカナダ及びニュージーランドとの間では GATS プラスの約束が生じることとなる。

また、本章では、附属書 10-A で自由職業サービス、附属書 10-B で急送便サービスにつき追加的な規定が盛り込まれている点も注目に値する。

*□ いしかわ ともこ／名古屋大学国際開発研究科准教授

** いしど しんぺい／西村あさひ法律事務所 弁護士

*** たしろ ゆき／西村あさひ法律事務所 弁護士

I. 条文と概要

第 10 章 国境を越えるサービスの貿易

第 10.1 条 定義

第 10.2 条 適用範囲

(概要) (→▽II.2)

「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」とは、(a)締約国の

領域から他の締約国の領域へのサービスの提供、(b)締約国の領域における他の締約国の者に対するサービスの提供、(c)締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供をいい、対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供を含まない。第 10 章の規定は、締約国の措置であって、他の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービス貿易に影響を及ぼすものに適用する。ただし、市場アクセス (10.5 条)、国内規制 (10.8 条)、透明性 (10.11 条) の各規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供に影響を及ぼすものについても適用する (10.2 条 2(a))。第 10 章及び同章附属書のいかなる規定も、第 9 章 (投資) 第 B 節が規定する投資家と国との間の紛争解決の対象とはならない (10.2 条 2(a)注釈)。

政府の権限の行使として提供されるサービス、金融サービス、政府調達、補助金等及び航空サービスは、本章の適用範囲から除外される (10.2 条 3 及び 5)。金融サービスについては第 11 章、政府調達については第 15 章がそれぞれ別個の規律を定める。

第 10.3 条 内国民待遇

第 10.4 条 最恵国待遇

第 10.5 条 市場アクセス

第 10.6 条 現地における拠点

(概要) (→▽II.3,II.4,II.5)

各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者 (内国民待遇、10.3 条) 及びその他のいずれかの締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者 (最恵国待遇、10.4 条) に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。内国民待遇につき、地域政府に関しては、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国のサービス提供者に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする (10.3 条 2)。

市場アクセスに関し、締約国は、(a)(i)サービス提供者の数の制限、(a)(ii)サービスの取引総額又は資産総額の制限、(a)(iii)サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限及び(a)(iv)サービス提供に必要であり、かつサービス提供に直接関係する自然人の総数の制限、並びに(b)サービスを提供する事業体につき特定の形態を制限又は要求する措置を採用又は維持してはならない (10.5 条)。

締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うた

めの条件として、現地における拠点設置又は居住を要求してはならない（10.6 条）。

第 10.7 条 適合しない措置（→▽II.6）

（概要）

内国民待遇（10.3 条）、最恵国待遇（10.4 条）、市場アクセス（10.5 条）及び現地における拠点（10.6 条）につき、締約国が維持するこれらの規定に適合しない「現行の措置」であって、中央政府及び地域政府により維持され、附属書 I の自国の表に記載する措置及び地方政府が維持する措置並びにその継続又は即時の更新は、これらの各義務の適用対象外とする（10.7 条 1(a)(b)）。これらの措置の改正及び修正に対しては、当該改正又は修正の直前における当該措置と上記各義務との適合性の水準を低下させない場合に限り、これらの義務の適用を免れる（10.7 条 1(c)）（ベトナムについては、▼附 10C）。締約国は、地域政府が適用する上記措置につき、これが他の締約国に関連する国境を越えるサービスの提供に重大な障害をもたらすと認める場合には協議を要請することができる。また、これらの締約国は、当該措置の運用に関する情報を交換し、及び更なる行動が必要かつ適当なものであるかを検討するために協議を開始する（10.7 条 3）。内国民待遇（10.3 条）、最恵国待遇（10.4 条）、市場アクセス（10.5 条）及び現地における拠点（10.6 条）の規定は、附属書 II の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない（10.7 条 2）。

第 10.8 条 国内規制

（概要）

締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての措置が合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する（10.8 条 1）。各締約国は、自国の政策目的を実現するため、サービスの提供についての規制権限を有することを認めつつ、資格要件、資格の審査手続、技術上の基準及び免許要件に関する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が透明性等一定の基準に適合することを確保するよう努める（10.8 条 2）。締約国は、サービスの提供に許可を要求する場合、自国の当局が、合理的期間内での申請者への決定通知、標準処理期間の設定、申請拒否理由の可能な範囲での通知等、一定の措置を行うことを確保する（10.8 条 4）。締約国はその他、許可に係る手数料の合理化、免許又は資格要件に関する試験が合理的条件で行われること、他国の自由職業家の能力についての評価手続を国内に確保すること等の一定の義務を負う（10.8 条 5-7）。締約国は、GATS や他の締約国が参加して行われる多数国間の場における類似の交渉の結果の取込みにつき、共同で検討を行う（10.8 条 9）。

第 10.9 条 承認

(概要) (→▽II.7)

締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するにあたり、10.9 条 4 に規定する要件に従い、他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該他の締約国又は非締約国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる (10.9 条 1)。10.4 条 (最恵国待遇) のいかなる規定も、他の締約国又は非締約国との関係で上記承認を行った締約国に対し、その他のいずれかの締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない (10.9 条 2)。締約国は、上記記載の自国の基準を適用するに当たり、締約国の間又は締約国と非締約国との間における差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない (10.9 条 4)。

第 10.10 条 利益の否認

(概要) (→▽II.8)

締約国は、他の締約国のサービス提供者が、非締約国の者によって所有され、又は支配されている企業である場合において、当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、又は維持するときは、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる (10.10 条 1)。また、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されている企業であって、当該締約国以外のいずれの締約国の領域においても実質的な事業活動を行っていないものである場合には、上記と同様に利益の否認を行うことができる (10.10 条 2)。

第 10.11 条 透明性

(概要) (→▽II.9)

各締約国は、この章の規定の対象となる事項に関連する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける (10.11 条 1)。

第 10.12 条 支払及び資金の移転

(概要) (→▽II.10)

各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める(10.12 条 1)。各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる資金の移転及び支払が、自由利用可能通貨により移転の時点の市場における為替相場で行われることを認める(10.12 条 2)。上記の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転又は支払を妨げ、又は遅らせることができる。(a)破産、支払不能又は債権者の権利の保護、(b)証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引、(c)法の執行又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存、(d)刑事犯罪、(e)司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保(10.12 条 3)。

附属書 10-A 自由職業サービス (→▽II.11)

(概要)

2ヶ国又はそれ以上の締約国が、職業上の資格、免許又は登録に関する事項につき対話を開始することに相互に関心を示した場合、各締約国は、自国の領域内の関係機関と協議する(附 10A.1)。各締約国は、自国の関係機関に対し、職業上の資格の相互承認や免許付与・登録手続の円滑化につき関係機関の間で対話を開始することを奨励する(附 10A.2)。締約国は、外国のサービス提供者が当該国で保有する免許等に基づき、一時的又は事業別の免許又は登録を採用することを検討できる(附 10A.4)。

締約国は、エンジニアリング・サービス及び建築サービスにつき、APEC エンジニア及び APEC 建築士登録を行う関係機関に対し、相互承認にかかる取極めを締結することを奨励する(附 10A.7)。法律サービスにつき、締約国が外国人弁護士及び国境を越える法律実務活動を規制する、又は規制しようとする場合には、自国の関係機関に、外国人弁護士は、彼らの母国の管轄地において当該法にかかる実務活動を行う権利に基づき実務活動を行えるものであること等、附属書 10-A 第 10 項に列挙された一定の事柄につき考慮することを奨励する。

締約国は、一般規定に定める協議等の活動を円滑化するため、自由職業サービス作業部会を設置し(附 10A.11)、自由職業作業サービス部会は、職業上の資格の相互承認や免許付与・登録手続の円滑化等の目的に向けた進捗状況について討議するため、毎年一回締約国の合意により会合する(附 10A.13)。締約国の関係する職業団体及び規制当局を支援するために、必要に応じ、連絡を保つ(附 10A.12)。

附属書 10-B (急送便サービス) (→▽II.12)

5 いずれの締約国も、郵便独占の対象とされたサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない(注)。(適用停止)

6 各締約国は、郵便独占の対象とされたサービス提供者が、急送便サービスの提供に関し、第 9.4 条 (内国民待遇)、第 10.3 条 (内国民待遇) 又は第 10.5 条 (市場アクセス) の規定に基づく自国の義務に反する態様で自国の領域において自己の独占的地位を濫用して活動することがないことを確保する (注)。(適用停止)

「郵便独占」を維持する締約国は、その独占の範囲を客観的な基準に基づき定めなければならない(附 10B.3)。「郵便独占」とは、自国の領域内において、1 つの郵便事業者を、特定の集荷、輸送及び納入サービスの唯一の提供者(以下「郵便独占事業者」という。)とする措置と定義される(附 10B.2)。急送便サービスにつき、締約国は、少なくとも各締約国が本協定署名の日に提供する市場アクセスの水準を維持するとの希望を確認する(附 10B.4 前段)。ある締約国において、他の締約国が上記水準を維持していないと認めた場合には、当該他の締約国に対し協議を要請することができる(附 10B.4 後段)。各締約国は、郵送独占事業者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を用いて自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない(附 10B.5)。各締約国は、その領域内において、自国の郵便独占事業者がその独占的地位を、9.4 条 (内国民待遇)、10.3 条 (内国民待遇)、10.5 条 (市場アクセス) の各義務に反する態様で活動するために濫用しないことを確保する(附 10B.6)。各締約国は、他の締約国の急送便サービスの提供者に対し、許可又は免許の条件として、普通郵便サービスの提供を要求してはならない(附 10B.7(a))。CPTPP では、上記のうち、附属書 10-B 第 5 項、第 6 項の適用が停止される(CPTPP2 条)。

附属書 10-C (適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度)

ベトナムにつき、本協定発効の日から 3 年間は、10.7 条 1(c) (適合しない措置) の規定にかかわらず、10.3 条 (内国民待遇)、10.4 条 (最恵国待遇)、10.5 条 (市場アクセス) 及び 10.6 条 (現地における拠点) の各義務は、ベトナムにつき本協定が発効した日に存在する措置と、これらの各義務との適合性の水準を低下させない限りにおいて、附属書 I の自国の表に記載する措置及び地方政府が維持する措置の改正には適用されない(附 10C.(a))。ベトナムが、当該改正の直前における当該措置と上記各義務との適合性の水準を低下させることとなる措置の改正を行う場合、当該改正を行う日の少なくとも 90 日前に、他の締約国に対し、当該改正の詳細にかかる情報を提供しなければならない(附 10C.(c))。

II. 解説

1. 交渉経緯

越境サービス貿易の規定は、TPP 協定交渉の比較的早い段階（2013 年 11 月頃）で大きな政治的決断が必要な交渉はほぼ終了したとされているが¹、その後、投資や金融サービスの交渉とあわせ、留保表を中心に一定の争点については交渉が継続した²。郵送独占事業者による急送便サービスについては継続した米国の関心事項であり³、附属書 10-B が規定されたが、米国脱退後の CPTPP では、附属書 10-B 第 5 項及び 6 項の規定は凍結された。

2. 「国境を越えるサービスの貿易」の定義

本章の規律の対象となる「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」の定義からは、「対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供」（第 3 モード）が明示的に除かれている⁴。これに対し、従来の多くの EPA は「サービスの貿易」を GATS1 条 2 項にならう形で定義しており、業務上の拠点を通ずる態様による提供（第 3 モード）を明示的に含めていた⁵。

従来の定義を採用している EPA では、一定の義務の対象となる事項に関し、投資章の規定とサービス章の規定とが抵触する限度において、サービス章の規定が優先するとの調整規定を定めていた⁶。しかし、何をもって抵触とするかについては明らかではなく、適用関係が必ずしも明確ではなかった。

これに対し、前者の定義を採る構成では、投資章との適用関係がより明確になっている。すなわち、TPP10.1 条では、業務上の拠点を通ずる態様によるサービスの提供を、原則投資章の適用範囲とし、投資章に同様の規律がない規定（市場アクセス（10.5 条）、国内規制（10.8 条）、透明性（10.11 条））に限りサービス章を適用させることで、適用関係の明確性

¹ 中川淳司「TPP 交渉の行方と課題・2-TPP 交渉の経緯と今後の見直し」貿易と関税 62 巻 2 号 (2014)12-13 頁参照。

² 内閣官房 TPP 対策本部「環太平洋パートナーシップ貿易閣僚による首脳への報告書(仮訳)」(2013 年 10 月 8 日)[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/10/131008_tpp_houkoku.pdf];「環太平洋パートナーシップ貿易閣僚による首脳への報告書(仮訳)」(2014 年 11 月 10 日)[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2014/11/141110_tpp_china_report.pdf]

³ 例えば、日本郵便の急送便サービスに対する懸念が米国貿易障壁報告書で継続的に表明されている(最新では、USTR National Trade Estimate(2018)[<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20National%20Trade%20Estimate%20Report.pdf>], p.267。2009 年以降は次の website から入手可能。
[<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/ustr-archives/2007-2017-reports-and-publications>])。

⁴ 日・EUEPA8.2 条(d)、日・メキシコ EPA(106 条(a))、日・チリ EPA(116 条(c))にも同様の規定がある。

⁵ 日・モンゴル EPA7.2 条(m)(iii)参照。

⁶ 日・モンゴル EPA10.1 条 2 項参照。

を確保している⁷。

3. 無差別待遇

TPP10.3 条及び 10.4 条は、他の締約国及びサービス提供者に対し「同様の状況において」内国民待遇及び最恵国待遇を与える義務を規定する⁸。わが国がこれまで締結した EPA の多くは、「同様の状況において」との表現を採用せず、GATS17 条 1 項及び 2 条 1 項と同様に「同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇」との比較において内国民待遇及び最恵国待遇を与える義務を規定していた⁹。TPP は更に、「内国民待遇及び最恵国待遇に規定する『同様の状況』において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいてサービス又はサービス提供者を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。」との注釈を有する点が特徴的である¹⁰。かかる注釈は、無差別待遇の重要な判断要素である「同様の状況」につき、当該待遇の公益性を含む「状況の全体」を広く判断基準とすることを明示する点から締約国の規制権限への配慮を示したものと評価できる。さらに、相対的に強い自治権限を有する傾向にある「地域政府」間で異なる待遇の措置を採用する可能性に配慮した 10.3 条 2 の規定¹¹も、わが国のこれまでの EPA には希な規定¹²である。なお、TPP では、「地域政府」は「地方政府」と区別され、その定義は、各国につき附属書 1-A（締約国別の定義）に定めるところに従う（▼1.3）。

4. 市場アクセス

これまでの多くの EPA では、GATS16 条の規定を踏襲し、市場アクセスの規律において、外国資本の参加の制限の禁止が規定されてきたが¹³、TPP の市場アクセスの規定はこの要素を含まず(10.5 条)、外国資本の参加の制限の禁止は、投資の内国民待遇(▼9.4)に含まれているものと考えられる。

5. 現地における拠点

⁷ これに対し、日・EUEPA 第 8 章は、サービス貿易及び投資の自由化を定め、投資の自由化の規律を同第 B 節、越境サービス貿易の規律を同第 C 節に規定し、市場アクセスについては越境サービス貿易、(非サービス分野をも含む)投資それぞれについて別個に規定している(8.7 条及び 8.15 条)。また、国内規制については同第 E 節第 1 款において越境サービス貿易及び(非サービス分野をも含む)投資に共通の規律を規定し、透明性については、第 17 章で詳細な規定を設けている。

⁸ 日・ペルー EPA104 条及び 105 条、日・メキシコ EPA98 条及び 99 条にも同様の規定がある。

⁹ 日・EUEPA8.16 条及び 8.17 条及び、日・モンゴル EPA7.3 条 1 項及び 7.4 条 1 項。

¹⁰ TPP の投資章の内国民待遇規定(▼9.4)にも同様の注記が存在する。

¹¹ 投資章にも同様の規定が存在する(▼9.4(3))。

¹² 日・メキシコ EPA98 条 2 も同様の規定である。

¹³ 例えば、日・EUEPA8.7 条(a)(iv)、日・豪 EPA9.3 条 1 項(f)

市場アクセスの規律の内、特定形態の制限又は要求の禁止(10.5 条(b))により、10.6 条の現地における拠点の設立又は維持の要求についても捕捉できるように思われるが、10.6 条は、10.5 条(b)の対象となっていない居住要求の禁止を含んでいる点に固有の意義がある。10.6 条により禁止される居住要件を定める措置としては、例えば、附属書 I で日本が留保している家畜商法 3 条がある。

6. 適合しない措置

TPP10.7 条は、いわゆる現在留保及び包括的留保について規定している。TPP では、締約国が、他の締約国の現在留保の対象となる中央政府の適合しない措置についてはもとより、他の締約国の現在留保の対象となる地域政府が適用する非適合措置についても、それが自国の投資にとって重大な障害をもたらすと認める場合、協議を要請できる(10.7 条 3 及び注釈)。地域政府の現行の非適合措置については、附属書 I に記載するもののみが現在留保の対象となる(10.7 条 1((a)(ii)))、地域政府が存在する締約国のうち、豪州、カナダ及びメキシコが、附属書 I の自国の表において、地域政府の現行の適合しない措置を全て留保しており(▼附 I)、地域政府の原稿の非適合措置の内容についての透明性が低い。しかし、協議を通じてこれらの締約国は、地域政府の措置についての説明責任を負うこととなり、地域政府によるサービス貿易への参入規制、制限についての透明性の向上が期待できる¹⁴。

7. 承認

TPP10.9 条 1 にいう承認は、日本のサービス提供者と同じ資格を与えることを想定したのではなく、資格を有する日本のサービス提供者と同等の資格を有すると認めることによって日本のサービス提供者と同じ活動ができるようにするものであり、同様の規定は、我が国の過去の EPA にも見られる¹⁵。具体例として、わが国は、豪州との間で、平成 15 年に APEC エンジニア・プロジェクトのもとにおける技術士資格の相互承認を行うための協力文書に署名している。これによって、豪州の APEC エンジニア登録簿に登録されている技術士は、日本における 1 年間の実務経験等を条件に、日本においても技術士登録を受けることができる¹⁶。

なお、日本国内では、TPP 交渉参加当初から、医療分野のクロスライセンスにつき懸念が表明されていたが¹⁷、10.9 条 1 にいう承認は、医師、看護師等の個別の資格の相互承認を認めているわけではなく、医師・看護師等の入国・滞在についても、わが国は約束してい

¹⁴ 中川淳司「TPP と日本：TPP の日本へのインパクトを探る(第 3 回)2.TPP の内容(1)貿易・投資の自由化 b サービス貿易・投資の自由化」貿易と関税 64 巻 8 号(2016)25 頁参照。

¹⁵ 日・マレーシア EPA103 条 1 項参照。

¹⁶ 詳細については、文部科学省「技術士資格の国際的通用性について」参照。

[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/018/attach/1400801.htm]

¹⁷ 衆議院調査局国家基本政策基本政策調査室「TPP 協定に関する資料」65 頁

ないため(▼附 12A)、当面の大きな問題とはならないものと考えられる。

8. 利益の否認

わが国がこれまで締結した EPA サービス章においては、日・スイス EPA を除きいずれにも利益の否認条項がおかれている。これらの EPA のほとんどは、他方の締約国のサービス提供者が日本との外交関係がない非締約国の者に所有又は支配されていることを利益の否認事由として規定するが、TPP10.10 条はこれを利益の否認事由としていない¹⁸。

9. 透明性

わが国がこれまで締結した EPA でも、協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続、行政上の決定等や権限を有する当局の公表義務、及び他方の締約国からの個別に質問に応じ、情報を提供する義務は規定されていた¹⁹。TPP10.11 条 1 では、これを一歩進め、「利害関係者」からの照会への回答のための仕組みの維持又は設置を義務づけている点が特徴的である²⁰。ただし、TPP10.11 条 1 は、続けて「適当な仕組みを維持し、又は設ける義務を履行するに当たっては、小規模な行政機関の資源及び予算の制約を考慮することを必要とすることがある。」との注釈を置き、かかる義務の履行の実務的制約に配慮を示している²¹。

10. 資金の移転

TPP10.12 条 1 は「サービスの提供に関連して行われる全ての資金」の移転及び支払を義務の対象とするところ、わが国がこれまで締結したサービス章に資金の移転についての規律の定めがある EPA は、日・ペルーEPA²²を除いて資金の移転条項の対象を「經常取引のための資金」に限定している。IMF 協定 30 条(d)は、「經常取引のための支払」を、次のとおり定義する。「經常取引のための支払とは、資本移動を目的としない支払をいい、次のものを含むが、これらに限定されない。(1)外国貿易、役務を含むその他の經常的業務並びに正常な短期の銀行業務及び信用業務に行うすべての支払、(2)貸付けに対する利子及

¹⁸ 日・EUEPA8.13 条、日・シンガポール EPA70 条も否認事由としていない。

¹⁹ 日・豪 EPA1.3 条、日・インド EPA4 条、日・ベトナム EPA3 条、日・スイス EPA4 条等参照。

²⁰ 日・ペルーEPA110 条(a)にも、サービス章につき「この章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ずるよう努める」旨の規定が存在するが、努力義務を規定するに留まる。

²¹ 日・EUEPA17.4 条 3 では、更に進んで、TPP10.11 条のような限定は付さず、各締約国が、自国の一般に適用される措置について、ある者(a person)からの照会に回答するための仕組みを設け、又は維持すると規定されている。

²² 日・ペルーEPA113 条

びその他の投資による純収入に係る支払、(3)貸付けの賦払償還又は直接投資の消却のための多額でない支払、(4)家族の生計費のための多額でない送金」。したがって、TPP10.12 条 1 は、経常取引のための資金に加え、資本取引のための資金も資金の移転条の対象とする点で、これらの EPA よりも義務の範囲を広く設定するものである。

11. 附属書 10-A (自由職業サービス)

自由職業サービスの資格要件や資格の承認に関する規律については、GATS6 条及び 7 条の規律策定に関する規定を根拠とし、WTO の国内規制作業部会が検討を行っている²³。これに対して、TPP 第 10 章附属書 10-A では、職業上の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、一定の場合に締約国が関係機関と協議すること(附 10A.1)、締約国が、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑化することを目的として、関係機関同士の対話の機会を設けることを奨励する義務(附 10A.2)等を定め、更にこれらの活動を促進するために自由職業サービス作業部会を立ち上げることを規定している(附 10A.11)。我が国の従来の EPA には、このような枠組みは規定されておらず²⁴、作業部会において資格の承認等についての議論が促進されるかは今後の運用を見守る必要がある²⁵。

12. 附属書 10-B (急送便サービス)

当該項目は、急送便サービスに強い競争力を持つ米国の関心分野であり²⁶、日本郵政の国際スピード便(EMS)との関連も議論されてきた²⁷。例えば、2018 年の米国の貿易障壁報告書では、米国は日本に対し、税関等の扱いにおける平等性を確保し²⁸、信書の独占的事業者である日本郵政サービスから EMS への収益助成を禁止することで、EMS と他の急送便の競争環境を公平にするように要請している²⁹。上記のとおり CPTPP においては、附属書 10-B 第 5 項及び第 6 項が凍結された。

²³ 国松麻季「TPP コメンタール(第 10 回)」貿易と関税 65 巻 11 号 25 頁参照。

²⁴ 日・EUEPA8.35 条 2～4 は、締約国が、自国の関係する専門機関に対し、相互承認に関する共同勧告を専門委員会に提出するよう奨励する旨を規定し、当該勧告を検討した上で一定の条件が満たされれば、両締約国が相互承認協定の交渉を開始する旨を定める。

²⁵ WTO の下での議論の停滞等を踏まえると実際に議論が進展するとは考えられないとの指摘を紹介するものとして、ト部晃史「TPP 研究フォーラム(6)」JCA ジャーナル第 63 巻 7 号(2016)18 頁

²⁶ 国松麻季「TPP コメンタール(第 10 回)」貿易と関税 65 巻 11 号 25 頁参照。

²⁷ 中川淳司「TPP と日本」貿易と関税 62 巻 3 号(2016)22 頁参照。

²⁸ 日本の主要郵便局 6 カ所には税関の外郵出張所が設けられており、国際郵便物に対する極めて簡易かつ安価な通関サービスが提供されているが、他の国際宅配便事業者はそのようなサービスは享受できない等の不均衡がある(清水真人「日通総研ニュースレターろじたす(2016 年 6 月 20 日号)」2 頁)。

²⁹ USTR National Trade

Estimate(2018)[<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20National%20Trade%20Estimate%20Report.pdf>], p.267

13. 例外及び一般規定（第 29 章）との関係

第 29 章のうち、サービス章に適用がある例外規定は次のとおりである。29.1 条 3（一般的例外）、29.2 条（安全保障のための例外）、29.3 条（一時的なセーフガード措置）、29.4 条（租税に係る課税措置）、29.6 条（ワイタング条約）。